

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件  
 原告1の1外  
 被告福島県外7名

## 原告らの2019年10月23日付質問項目に関する上申書に対する意見

令和元年11月12日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡 辺 慎 太 郎



同

鈴 木 靖 裕



同

久 納 京 祐



原告らの鈴木眞一氏にかかる証人申請について、2019年10月23日付質問項目に関する上申書に関する被告福島県の意見は以下のとおりである。

1. 被告福島県は、原告らの鈴木眞一氏にかかる証人申請について、従来から、福島県民健康調査のうち「甲状腺検査」に関する尋問は、本件請求原因との関連性が認められないので不必要であると主張してきたところであるが、今回、原告らが提出した質問項目によれば、原告らが求める証人尋問が、本件国家賠償請求の請求原因事実との関連性がないことが一層明らかとなった。
2. すなわち、原告らが提出した質問項目のうち大部分は、福島県民健康調査のうち「甲状腺検査」に関する尋問項目であるが、同「甲状腺検査」については、原告らが主張す

る「被告国、被告福島県の違法行為」及び「被告福島県の独自の違法行為」と関連性がないものと解される。

3. また、原告らが提出した質問項目のうち「3 説明責任と取材対応について」は、鈴木眞一氏自身の説明責任、取材対応について問うものであり、国、県に対する請求原因と全く関連しない。
4. 原告らが提出した質問項目は、極めて広範囲、多岐にわたり、詳細を問うもので、専ら甲状腺検査の状況、内容を探知するための質問と解されるが、原告らの本件請求との関連性が認められないうえ、このまま尋問を実施するとすれば、相当の尋問時間を要することになる。
5. 前回の期日において、裁判所から、被告福島県において、原告が提出した質問項目を前提として鈴木眞一氏の陳述書を提出し、これを前提に尋問を実施することを想定しているとの説明があったが、上記のとおり、今回原告らが提出した質問項目は、被告福島県に対する請求原因と関連しない内容のものがほとんどであり、被告福島県として、このような質問項目にかかる陳述書を提出する必要性は認めがたい。  
また、仮に、今回原告らが提出した質問項目にかかる陳述書を提出した場合に、これを前提としてさらに踏み込んだ質問がなされる可能性があり、原告らの質問はより探索的な内容のものとなることが懸念される。
6. 以上の次第で、被告福島県は、鈴木眞一氏の証人申請の採否につき、裁判所の検討を求めるものである。